

令和5年11月30日

令和5年第4回  
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名 等	頁
議案第 5 1 号	宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例について	1
議案第 5 2 号	宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	1 1
議案第 5 3 号	宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	1 9
議案第 5 4 号	町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	2 1
議案第 5 5 号	教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	2 3
議案第 5 6 号	一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	2 5
議案第 5 7 号	宮代町職員定数条例の一部を改正する条例について	2 7
議案第 5 8 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	2 9
議案第 5 9 号	宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	3 2
議案第 6 0 号	宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について	3 5
議案第 6 1 号	指定管理者の指定について	3 7
議案第 6 2 号	宮代町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	3 8
議案第 6 3 号	令和 5 年度宮代町一般会計補正予算（第 3 号）について	3 9
議案第 6 4 号	令和 5 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	4 0
議案第 6 5 号	令和 5 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	4 1
議案第 6 6 号	令和 5 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について	4 2
議案第 6 7 号	令和 5 年度宮代町水道事業会計補正予算（第 2 号）について	4 3

議案番号	件 名 等	頁
議案第68号	令和5年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について	44

議案第51号

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例について

宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

久喜宮代衛生組合から塵芥業務の一部及びし尿業務が宮代町に移管されることに伴い、宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例を新たに制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町廃棄物の処理及び再利用に関する条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 基本的責務等（第3条－第10条）
- 第3章 廃棄物減量等推進審議会等（第11条－第19条）
- 第4章 廃棄物の適正な処理（第20条－第31条）
- 第5章 一般廃棄物処理手数料等（第32条－第33条）
- 第6章 一般廃棄物処理業等（第34条－第41条）
- 第7章 雑則（第42条）
- 第8章 罰則（第43条－第44条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることにより、良好な生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を、再び使用すること又は資源として利用することをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

#### 第2章 基本的責務等

##### （町民の責務）

第3条 町民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の積極的な使用、不用品の活用等により再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、家庭系廃棄物の分別を行うとともに、資源集団回収その他再利用を促進するための自主的活動に参加し、又は協力することにより、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

3 町民は、家庭系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。

##### （事業者の責務）

第4条 事業者は、事業系廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めるとともに、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）、再生部品（同条第5項に規定する再生部品をいう。）及び再生品を利用することにより、資源の有効利用に努めなければならない。

4 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品及び再利用の容易な製品の開発、製品の修理及び回収体制の確立等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 事業者は、事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町の施策に協力しなければならない。

（町の責務）

第5条 町は、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進するための施策を行うことにより廃棄物の減量を推進するとともに、その適正な処理を図らなければならない。

2 町は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、町民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

3 町は、家庭系廃棄物の減量に関する町民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 町は、廃棄物の減量及び再利用並びに適正な処理に関する事業の実施に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体と相互に協力し、又は調整を図るものとする。

（商品の選択）

第6条 町民は、商品の購入等に際して、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

（適正包装等）

第7条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再利用の促進に努めなければならない。

3 事業者は、町民が商品の購入等に際して、簡易な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、町民が包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

(指導又は助言)

第8条 町長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し必要と認めるときは、町民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(清潔の保持)

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の維持管理に万全を図り、その場所の清潔を保つように努めなければならない。

(動物の死体)

第10条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の犬、猫等の動物の死体を自ら処分することが困難であるときは、町長に申し出て、その指示に従わなければならない。

### 第3章 廃棄物減量等推進審議会等

(廃棄物減量等推進審議会)

第11条 地域に即した総合的な廃棄物の減量の推進及び再利用の促進を図るため、法第5条の7の規定に基づき、宮代町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第12条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第13条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 住民組織の代表者
- (2) 公募による市民（宮代町市民参加条例（平成15年宮代町条例第29号）第2条第1号アからウまでに掲げる者をいう。）
- (3) 識見を有する者
- (4) 商工業関係者
- (5) 廃棄物処理業者及び廃棄物再生事業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 前項の任期において、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを決定する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員任命後の最初の会議は、町長が招集する。

2 会長は、その会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第17条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の定めるところにより支給する。

(守秘義務)

第18条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(廃棄物減量等推進員)

第19条 法第5条の8の規定に基づき、宮代町廃棄物減量等推進員を置く。

#### 第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物処理計画)

第20条 町長は、法第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度公表するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)

第21条 町長は、一般廃棄物処理計画に従い家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

2 町長は、土地又は建物の占有者がその排出する家庭系廃棄物を一時的に集積する場所として届け出た場所のうち適当と認めるものその他適当と認める場所を、集積所として定めるものとする。

(業務の委託)

第22条 町長は、一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関する業務を、適当と認



める者に委託することができる。

(事業系一般廃棄物の処理)

第23条 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分する場合には、その種類ごとに分別し、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準及び生活環境の保全上支障が生じない方法により、運搬し、又は処分しなければならない。

2 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分することができない場合には、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行う者に運搬させ、又は処分させなければならない。

3 事業者は、廃棄物の運搬を業として行う者に事業系一般廃棄物を運搬させるに際して、一般廃棄物処理計画及び町長が定める方法に従うとともに、その排出場所を清潔に保たなければならない。

(資源物の収集又は運搬の禁止等)

第24条 町長は、規則で定めるところにより、集積所に資源物（再利用することを目的として分別して収集するものであって規則で定めるものをいう。以下同じ。）を持ち去ることを禁止する旨を表示した看板を設置することができる。

2 町及び町と資源物の収集に係る委託契約を締結している事業者（以下「委託業者」という。）以外の者は、前項の看板が設置された集積所に排出された資源物を収集し、又は運搬してはならない。

3 町長は、町及び委託業者以外の者が前項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、規則で定める方法により、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(家庭系廃棄物の分別等)

第25条 町民は、家庭系廃棄物を排出するに際して、分別の方法及び排出の方法等について、一般廃棄物処理計画及び町長が定める方法に従い集積所に排出するとともに、相互に協力し、集積所を清潔に保たなければならない。

2 町民は、家庭系廃棄物を排出するに際して、分別の区分等に応じて町長が規則で定める指定ごみ袋を使用しなければならない。

(排出禁止物)

第26条 町民は、町が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 爆発性又は引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理業務を著しく困難にし、又は家庭系廃棄物の処理施設の機能に支障を生じさせる物

2 町民は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、町長の指示に従わなければならない。

(土地の管理等)

第27条 土地を所有し、又は占有し、若しくは管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有又は占有若しくは管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう、その周囲に囲いを設ける等適正に管理しなければならない。

2 土地所有者等は、その所有又は占有若しくは管理する土地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(勧告)

第28条 町長は、前条第2項の規定に違反し地域の生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(多量排出事業者の義務等)

第29条 事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者で規則で定めるもの（以下「多量排出事業者」という。）は、町長の指導に従い、廃棄物の分別の推進及び再利用の促進により、事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 多量排出事業者は、事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を町長に届け出なければならない。

3 多量排出事業者は、規則で定めるところにより、当該事業所から生ずる事業系一般廃棄物の減量、資源化及び適正な処理に関する計画を策定し、当該計画書を町長に提出しなければならない。

4 多量排出事業者は、規則で定める設置基準に従い、再利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を当該建築物又は敷地内に設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第30条 町長は、前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該多量排出事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 町長は、第8条に規定する指導に従わない事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(受入拒否)

第31条 町長は、前条に規定する勧告を受けた事業者がその勧告に従わなかったときは、当該事業者が排出する事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

第5章 一般廃棄物処理手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第32条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関して徴収する手数料の額は、別表に定める金額により算出した額とする。

2 前項の手数を算定する場合の基礎となる数量は、町長の認定するところによる。

（手数料の減免）

第33条 町長は、災害その他の特別の理由があると認めるときは、前条第1項に定める手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項に定めるもののほか、手数料の減額又は免除に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 一般廃棄物処理業等

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第34条 法第7条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長にその許可を申請しなければならない。

2 町長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

3 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）は、前項の許可証を事業所等の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 一般廃棄物収集運搬業者は、第2項の許可証を他人に譲渡又は貸与してはならない。

5 一般廃棄物収集運搬業者は、第2項の許可証を紛失し、又は損傷した時は、規則で定めるところにより、直ちに町長にその再交付を申請しなければならない。

（変更の許可申請等）

第35条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長にその許可を申請しなければならない。

2 町長は、前項の許可をしたときは、変更許可証を交付するものとする。

3 法第7条の2第3項の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理業の許可申請等に係る手数料）

第36条 第34条第1項及び第5項並びに前条第1項の申請をしようとする者は、申請1件につき3,000円の手数を納入しなければならない。

（一般廃棄物処理業者の報告）

第37条 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の保管、収集若しくは運搬等に関し、法第18条第1項に基づく報告を求められたときは、町長に必要な報告をしなければならない。

（浄化槽清掃業の許可申請）

第38条 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長にその許可を申請しなければならない。

2 前項の許可は、規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うものとする。

3 町長は、第1項の許可をしたときは、許可証を交付するものとする。

4 第34条第3項から第5項までの規定は、第1項の許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）について準用する。この場合において、「一般廃棄物収集運搬業者」とあるのは、「浄化槽清掃業者」と読み替えるものとする。

（変更及び廃業等の届出）

第39条 浄化槽法第37条及び第38条の届出をしようとする者は、規則で定めるところにより、町長に届け出なければならない。

（浄化槽清掃業者の報告）

第40条 浄化槽清掃業者は、その管理する浄化槽の清掃又は業務に関し、浄化槽法第53条第1項に基づく報告を求められたときは、町長に必要な報告をしなければならない。

（浄化槽清掃業の許可申請等に係る手数料）

第41条 第38条第1項及び同条第4項の規定により読み替えて適用する第34条第5項の申請をしようとする者は、申請1件につき3,000円の手数料を納入しなければならない。

## 第7章 雑則

（委任）

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

（罰則）

第43条 第24条第3項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 条例第25条第2項に規定する指定ごみ袋に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例の施行の日の前日までに、久喜宮代衛生組合廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成9年久喜宮代衛生組合条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたも

のとみなす。

(宮代町廃棄物処理検討委員会条例の廃止)

4 宮代町廃棄物処理検討委員会条例（平成27年宮代町条例第4号）は、廃止する。

別表（第32条関係）

区分		単位	手数料	付記
し尿	普通便槽	1人につき	月額500円	最高4人まで
	無臭式便槽			
	容量によるもの	10リットルにつき	70円	臨時・くみ取り式水洗

備考

- 1 手数料は、この表に定める手数料の額に消費税相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税額を加えて得た額をいう。）を加えて得た額とする。ただし、1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てるものとする。
- 2 し尿（容量によるもの）の手数を算出する基礎となる数量が10リットル未満のときは、10リットルとし、10リットルを超えるときは、10リットル未満の端数を四捨五入して計算する。

議案第52号

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じて職員の給与改定等を行うため、宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理職手当」を「、管理職手当」に改め、第2項を削る。

第3条第4項中「基礎」を「基準」に改め、第5項を削る。

第4条第1項中「及び前条の規定に基づく分類の基準に適合するよう」を「、及び前条第4項の規定に基づく分類の基準に適合するように」に、「職務の級の定数」を「、職務の級の定数」に改め、第4項中「初任給基準」を「初任給の基準」に改め、第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項中「前項」を「第5項」に改め、同項を第7項とし、第9項を第8項とし、第10項を第9項とし、第11項中「第6項」を「第5項」に改め、同項を第10項とし、第12項中「定年前再任用短時間勤務職員の項」を「定年前再任用短時間勤務職員の欄」に改め、同項を第11項とする。

第5条第1項中「給料月額」を「その月の給料の月額」に改める。

第6条第1項中「降給」を「、降給」に改め、第4項中「給与期間の初日から支給するとき又は」を「、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は」に改める。

第7条第1項を次のように改める。

（給料の調整額）

第7条 町長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

第7条第2項中「前項の規定による給料」を「前項の調整額表に定める給料月額」に、「その調整前」を「調整前」に改める。

第7条の2第1項中「のうち規則で定める者」を「の職のうち町規則で指定するものを占める職員」に、「規則」を「町規則」に改める。

第16条の3を削る。

第17条第2項中「100分の120」を「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に改め、第3項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の67.5」を「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」に改め、第4項中「それぞれの基準日」を「それぞれその基準日」に改める。

第18条の3第1項中「基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績」を「当該基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改め、第2項第1号中「それぞれの基準日」を「それぞれその基準日」に、「100分の100」を「、6月に支給する場合

には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」に改める。

第18条の5を次のように改める。

(特定の職員についての適用除外)

第18条の5 第12条、第13条第2項及び第14条の規定は、指定管理職員には適用しない。

2 第4条第3項から第10項まで、第8条、第9条及び第9条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	221,100	258,700	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	222,700	260,700	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	224,800	262,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	226,900	264,700	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	229,200	271,600	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	231,000	273,200	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	232,800	274,700	306,600	335,700
	8	169,900	219,600	234,600	276,300	308,200	338,400
	9	170,900	221,100	240,900	277,800	309,800	341,000
	10	172,300	222,600	242,400	279,500	312,000	343,700
	11	173,600	224,100	243,800	281,300	314,200	346,400
	12	174,900	225,600	245,200	283,100	316,200	349,100
	13	176,100	226,800	246,400	284,800	318,200	351,800
	14	177,600	228,200	248,000	286,700	320,200	354,500
	15	179,100	229,600	249,500	288,500	322,100	357,200
	16	180,700	231,000	250,900	290,300	324,000	359,900
	17	181,800	232,400	252,000	292,100	326,300	362,500
	18	183,200	234,000	253,400	293,700	328,800	365,100
	19	184,600	235,500	254,900	295,500	331,100	367,700
	20	186,000	236,900	256,600	297,500	333,600	370,300
	21	187,300	238,100	258,700	299,600	336,000	373,000



22	189,600	239,700	260,700	301,600	338,300	375,500
23	191,800	241,200	262,700	303,600	340,500	378,000
24	194,000	242,600	264,700	305,600	342,900	380,500
25	202,400	243,600	271,600	307,500	345,100	383,100
26	203,800	245,100	273,200	309,500	347,300	385,400
27	205,200	246,400	274,700	311,400	349,400	387,700
28	206,600	247,600	276,300	313,400	351,600	390,000
29	208,000	248,700	277,800	315,200	353,700	392,200
30	209,300	249,700	279,500	317,400	355,800	394,200
31	210,600	250,600	281,300	319,700	357,800	396,200
32	211,900	251,500	283,100	322,000	360,000	398,200
33	213,200	252,400	284,800	324,200	362,100	400,300
34	214,400	253,300	286,700	326,500	364,000	402,200
35	215,600	254,100	288,500	328,800	365,600	404,100
36	216,700	254,900	290,300	331,100	367,500	406,400
37	217,800	255,600	292,100	333,700	369,300	408,100
38	218,900	256,700	293,700	335,900	371,100	409,800
39	219,900	257,900	295,500	338,100	372,900	411,500
40	220,900	259,000	297,500	340,500	374,700	413,400
41	221,800	260,300	299,600	343,200	376,800	415,000
42	222,700	261,900	301,600	345,200	378,500	416,700
43	223,600	263,400	303,600	347,400	380,300	418,400
44	224,500	265,100	305,600	349,600	381,900	420,100
45	232,000	266,500	307,500	351,800	383,700	421,800
46	233,600	267,800	309,500	353,800	385,300	423,200
47	235,100	269,200	311,400	355,800	386,800	424,600
48	236,500	270,600	313,400	357,800	388,300	425,900
49	237,700	271,800	315,200	359,600	389,700	427,400
50	239,300	273,500	317,000	361,300	391,200	428,700
51	240,800	275,100	318,900	363,000	392,600	430,000
52	242,200	276,800	320,800	364,700	393,900	431,300
53	243,200	278,500	322,500	366,100	394,900	432,400
54	244,700	280,100	324,200	367,800	396,300	433,400
55	246,000	281,700	325,900	369,500	397,500	434,400
56	247,200	283,300	327,600	371,200	398,600	435,400

57	248,300	285,000	329,300	372,800	399,600	436,400
58	249,300	286,500	331,000	374,400	400,800	437,300
59	250,200	288,100	332,700	376,000	401,900	438,200
60	251,100	289,700	334,400	377,600	402,900	439,100
61	252,000	291,100	335,900	379,100	403,900	439,900
62	252,900	292,400	337,500	380,600	404,900	440,700
63	253,700	293,700	339,100	382,000	405,800	441,500
64	254,500	294,900	340,700	383,500	406,600	442,300
65	255,200	296,100	342,200	384,800	407,600	442,900
66	256,300	297,500	343,700	386,100	408,200	443,500
67	257,500	298,900	345,200	387,400	409,200	444,100
68	258,600	300,300	346,700	388,700	409,900	444,400
69	259,800	301,500	348,200	390,000	410,500	445,100
70	261,000	302,900	349,700	391,200	411,000	445,600
71	262,100	304,100	351,200	392,200	411,900	446,100
72	263,200	305,500	352,700	393,400	412,500	446,600
73	264,300	306,300	353,900	394,500	412,900	447,000
74	265,400	307,600	355,000	395,500	413,500	447,400
75	266,500	308,900	356,100	396,500	414,100	447,800
76	267,500	310,200	357,200	397,500	414,700	448,200
77	268,500	311,400	358,200	398,400	414,900	448,700
78	269,500	312,600	359,300	399,200	415,200	449,000
79	270,500	313,800	360,400	400,000	415,800	449,300
80	271,400	315,000	361,500	400,800	416,300	449,600
81	272,300	316,100	362,600	401,700	416,800	450,000
82	273,200	317,200	363,600	402,500	417,300	450,200
83	274,200	318,300	364,600	403,300	417,800	450,300
84	275,500	319,400	365,600	404,100	418,300	450,400
85	276,700	320,300	366,400	404,700	418,800	450,700
86	277,900	321,300	367,200	405,200	419,300	450,900
87	279,100	322,300	368,000	405,700	420,100	451,100
88	280,300	323,300	368,800	406,200	420,600	451,300
89	281,400	324,100	369,600	406,800	421,100	451,500
90	282,300	325,000	370,300	407,200	421,400	451,600

91	283, 200	325, 800	370, 900	407, 500	421, 900	451, 700
92	284, 100	326, 700	371, 600	407, 900	422, 400	451, 800
93	285, 100	327, 400	372, 200	408, 300	422, 900	452, 000
94	285, 600	328, 100	372, 800	408, 700	423, 300	452, 100
95	286, 200	328, 800	373, 400	409, 100	423, 700	452, 200
96	286, 800	329, 500	374, 000	409, 500	424, 200	452, 300
97	287, 500	330, 100	374, 500	409, 600	424, 600	452, 400
98	288, 100	330, 800	374, 900	409, 800	425, 000	452, 500
99	288, 700	331, 500	375, 400	410, 100	425, 200	452, 600
100	289, 300	332, 200	375, 900	410, 400	425, 600	452, 700
101	289, 800	332, 700	376, 200	410, 600	426, 000	452, 800
102	290, 300	333, 200	376, 600	411, 000	426, 400	452, 900
103	290, 800	333, 700	377, 000	411, 400	426, 800	453, 000
104	291, 300	334, 200	377, 400	411, 800	427, 100	453, 100
105	291, 700	334, 700	377, 900	412, 100	427, 500	453, 200
106	292, 100	335, 100	378, 200	412, 400	427, 900	453, 300
107	292, 500	335, 500	378, 500	412, 800	428, 300	453, 400
108	292, 900	335, 900	378, 800	413, 200	428, 700	453, 500
109	293, 100	336, 300	379, 000	413, 400	429, 100	453, 600
110	293, 400	336, 700	379, 300	413, 700	429, 500	453, 700
111	293, 700	337, 000	379, 600	414, 000	429, 900	453, 800
112	294, 000	337, 400	379, 900	414, 400	430, 300	453, 900
113	294, 100	337, 600	380, 200	414, 600	430, 700	454, 000
114	294, 400	338, 000	380, 500	414, 800	430, 900	
115	294, 700	338, 400	380, 800	415, 000	431, 200	
116	295, 000	338, 800	381, 100	415, 500	431, 500	
117	295, 100	339, 000	381, 200	415, 800	431, 800	
118	295, 300	339, 400	381, 500	416, 100	432, 100	
119	295, 500	339, 800	381, 800	416, 400	432, 400	
120	295, 700	340, 200	382, 000	416, 600	432, 700	
121	295, 800	340, 400	382, 100	416, 700	433, 000	
122	296, 100	340, 700	382, 400	416, 900		
123	296, 400	341, 000	382, 700	417, 100		
124	296, 700	341, 300	383, 000	417, 300		

	125	296,800	341,600	383,100	417,400		
	126	297,000	341,900	383,300	417,500		
	127	297,200	342,200	383,500	417,600		
	128	297,400	342,500	383,700	417,700		
	129	297,600	342,700	383,800	417,800		
	130		343,000	384,000			
	131		343,100	384,200			
	132		343,400	384,400			
	133		343,500	384,500			
	134		343,800	384,600			
	135		344,100	384,700			
	136		344,400	384,800			
	137		344,500	384,900			
	138		344,700				
	139		344,900				
	140		345,100				
	141		345,200				
	142		345,500				
	143		345,800				
	144		346,100				
	145		346,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 216,200	円 256,200	円 275,600	円 290,700	円 316,200	円 358,000

第2条 宮代町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、第3項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の67.5、12月に支給する場合には100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第18条の3第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改

め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

別表第2中

6級	1 課長、事務局長又は会計管理者の職務
	2 極めて高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務
5級	1 副課長又は室長の職務
	2 主幹兼指導主事の職務
	3 高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う職務

」を

6級	課長、事務局長又は会計管理者の職務
5級	1 副課長の職務
	2 主幹兼指導主事の職務

」に

改める。

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条表中「第7項」を「第6項」に、「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額とする」に改める。

第19条表中「第7項」を「第6項」に、「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額とする」に、「第18条の5」を「第18条の5第2項」に、「第11項」を「第10項」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第53号

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を  
別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に準じて町議会議員の期末手当の支給割合の改定を行うため、宮  
代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、地  
方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
第1条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和34年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議員報酬」の次に「、期末手当」を加える。

第5条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第2条 宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宮代町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第54号

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定に準じて町長及び副町長の期末手当の支給割合の改定を行うため、町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。



町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 町長及び副町長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第2条 町長及び副町長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町長及び副町長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の町長及び副町長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第55号

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定に準じて教育長の期末手当の支給割合の改定を行うため、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和44年宮代町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」に改める。

第2条 教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の教育委員会教育長の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。  
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第56号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

人事院勧告に準じて特定任期付職員の給与改定を行うため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年宮代町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000

第9条第1項中「時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当」を「超過勤務手当、休日給、夜勤手当」に、「管理職特別勤務手当」を「管理職員特別勤務手当」に改め、第2項中「100分の120」を「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」に、「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改め、第3項中「宮代町一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に改め、第5項中「時間外勤務手当」を「超過勤務手当」に、「一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」に、「第9条」を「第8条」に改める。

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に、「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（町規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

議案第57号

宮代町職員定数条例の一部を改正する条例について

宮代町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員定数を変更するため、宮代町職員定数条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町職員定数条例の一部を改正する条例

宮代町職員定数条例（昭和41年宮代町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

（定数）

第2条 次に掲げる機関の事務を補助する職員の定数は、当該各号に定めるところによる。

- （1）町長 210人
- （2）議長 4人
- （3）選挙管理委員会 1人
- （4）農業委員会 3人
- （5）教育委員会 25人
- （6）監査委員 1人
- （7）地方公営企業 10人

第2条第2項第4号中「。以下「育児休業法」という。」を削り、「育児休業をしている職員」を「、育児休業をしている職員」に改め、「のうち、育児休業法第6条第1項の規定により当該職員の育児休業に係る期間を任用の期間の限度として職員採用を行うこととなる職員」を削り、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定の適用を受ける職員が復職し、又は職務に復帰したことにより、第1項各号に掲げる機関の職員の数がそれぞれ同項同号に定める定数を超えるときは、任命権者は、1年を超えない期間に限り、当該職員の定数を別に定めることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第58号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

地方税法施行令の一部改正及び賦課限度額の見直しに伴い、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。



## 宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当

該年度に属する月数を乗じて得た額  
第24条の2の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条第3項ただし書の改正規定及び第23条第1項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第3項及び第23条第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第23条第3項及び第24条の3の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第59号

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

こどもの通院に係る医療費の助成金の支給対象を拡大すること等に伴い、宮代町子ども医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

## 宮代町こども医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町こども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「町」を「町長」に改め、同号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 受給資格者 保護者のうち、主たる生計維持者であり、日本国内に住所を有する者で、第6条第2項の規定によりこども医療費受給資格を町長から認定された者をいう。

第3条に次の1号を加える。

- (6) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度によりこども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

第4条第1項中「町」を「町長」に、「第6条第2項に規定する受給資格証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）」を「受給資格者」に改め、同条第2項を削る。

第5条第1項中「前条」を「前条の助成金（以下「こども医療費」という。）」に、「対象のこどもの保護者」を「受給資格者」に改め、同条第2項中「町」を「町長」に改め、「こども医療費」を「規則で定めるところにより一部負担金」に改め、同条第3項中「支払」を「支払い」に改める。

第6条第1項中「医療費」を「こども医療費」に改め、同条第2項中「支給対象と」を「受給資格者として」に改め、同条第3項中「受給資格者は、」の次に「対象のこどもについて」を、「当該保険医療機関等において」の次に「当該こどもが」を加え、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、対象のこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が対象のこどもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該こどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者証を交付するものとする。

第7条中「届出」を「届け出」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項を削る改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の宮代町こども医療費支給に関する条例（以下「新条例」という。）第4条の規定は、令和6年4月1日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日より前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

#### （準備行為）

- 3 新条例第6条第3項の規定による受給資格の登録及び受給資格証の交付に関する手続については、施行日前においても行うことができる。

議案第60号

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
について

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等に伴い、宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

宮代町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 町から援護を受け、宮代町の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 町長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、宮代町の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項に次の3号を加える。

(5) 宮代町こども医療費支給に関する条例（昭和48年宮代町条例第14号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(6) 宮代町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年宮代町条例第20号）に基づき医療費の支給を現に受けている者

(7) 他の都道府県又は市区町村が実施する制度により、乳幼児、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

## 議案第61号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて議決を求める。

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
かえで第一児童クラブ	宮代町大字須賀1426番地1
かえで第二児童クラブ	宮代町大字須賀1425番地1

#### 2 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地

団体の名称 特定非営利活動法人 宮代町かえで児童クラブ

団体の所在地 宮代町大字須賀1426番地1 須賀中学校内

#### 3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

#### 提 案 理 由

かえで第一児童クラブ及びかえで第二児童クラブの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。





議案第63号

令和5年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について

令和5年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

障害福祉サービス利用者への給付費の増額、こども医療費支給見込みの増額及び事業実績確定分の国県支出金の返還による増額等に伴い、令和5年度宮代町一般会計予算に1億6,036万8,000円を追加し、総額を127億9,120万6,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

## 議案第64号

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

### 提 案 理 由

国民健康保険加入者の産前産後期間に係る免除措置の新設及び職員の給与改定等に伴い、令和5年度宮代町国民健康保険特別会計予算に153万6,000円を追加し、総額を34億2,182万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第65号

令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定及び介護報酬改定によるシステム改修等に伴い、令和5年度宮代町介護保険特別会計予算に73万2,000円を追加し、総額を34億2,559万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第66号

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

職員の給与改定及び支給実績に伴い、令和5年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に9万1,000円を追加し、総額を6億5,207万3,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第67号

令和5年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度宮代町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定による人件費の増加に伴い、令和5年度宮代町水道事業会計予算の第3条予算について、収益的支出に57万4,000円を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第68号

令和5年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和5年度宮代町下水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和5年11月30日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の給与改定による人件費の増加に伴い、令和5年度宮代町下水道事業会計予算の第3条予算について、収益的収入及び収益的支出に45万3,000円を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。